学校感染症に係る登校に関する意見書

大阪府立布施高等学校

年　　組　　番

名前

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第 20 条に基づき　　月　　日より療養を指示していましたが、感染のおそれがなくなったので　　月　　日より登校が可能であると判断しました。

第１種　☐（　　）

第２種　☐ 麻しん　　☐ 水痘

☐ 風しん　　☐ 流行性耳下腺炎

☐ 咽頭結膜熱　　☐ 百日咳

☐ 結核　　☐ 髄膜炎菌性髄膜炎

第３種　☐ 腸管出血性大腸菌感染症

☐ 流行性角結膜炎　　☐ 急性出血性結膜炎

☐ その他の感染症（　　）

その他指導・指示内容等

年　　月　　日

医療機関名：

担当医師名：　　印